

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第4回会議配布資料	資料 4
令和5年8月23日	

7か国のこども関連業務従事者への犯罪歴照会制度  
における従事禁止・制度利用義務・情報漏洩罰則等  
の概要

## 7か国のこども関連業務従事者への犯罪歴照会制度における従事禁止・制度利用義務・情報漏洩罰則等の概要

	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)	ニュージーランド	韓国	スウェーデン
こども業務従事者等の 前科者等の 従事禁止規定	あり ※英国DBSが定める「就業禁止者リスト」掲載者の使用禁止	あり ※社会法典で定める一定の刑法犯前科者の使用禁止	なし ※犯罪歴の存在のみで就労差別は禁止	あり ※前科等照会結果に基づく許可証不保持者は従事禁止	あり ※2014年こども法で定める「特定組織」にて、一定の有前科者を「中核公務員等」として使用することは禁止	あり ※児童・青少年性保護法で定める一定の性犯罪者で裁判所の就業禁止命令を受けた者の就業等は禁止	なし ※有前科者の採用可否は雇用者に委ねられている
罰則	・対雇用者：拘禁刑又は罰金刑又は併科 ・対被用者：拘禁刑又は罰金刑又は併科	・対雇用者：行政罰(過料) ・対被用者：禁固刑又は罰金刑		・対雇用者：罰金刑 ・対被用者：拘禁刑又は罰金刑又は併科	・対雇用者：罰金刑 ・対被用者：無し	・対雇用者：行政罰(過料) ・対被用者：なし(懲役又は罰金を科す改正法律案あり)	
照会制度利用者の 雇用者の 利用義務	あり ※照会対象は、児童に関係する特定の役割にある者又は特定の活動を行う者	あり ※照会対象は、未成年者と接触するあらゆる職業の被用者	あり ※照会対象は、児童に関わるあらゆる職業又は活動の被用者	あり ※照会対象は、特定のセクターにてこどもと直接(対面・オンライン問わず)関わる仕事を行う者	あり ※照会対象は、保護者の監督外でかつ定期的にまたは夜間に業務を行う者	あり ※照会対象は、児童・青少年関連機関で就業又はこれらの機関に対し事実上労務を提供する者	あり ※照会対象は、教育・保育の場でこどもと接する業務を行う者
罰則	刑事罰なし(管轄団体の規則違反となる)	営業許可の取消、補助金の不利益処分	法律上不見当	罰金刑	罰金刑	行政罰(過料)	罰金刑
照会情報漏洩への 雇用者の 罰則	あり ※英国の個人情報保護監督機関による課徴金等制裁あり ※罰金刑	あり ※ドイツの監督機関による課徴金等制裁あり ※禁固刑又は罰金刑	あり ※拘禁刑又は罰金刑 ※雇用者が医療従事者、聖職者、社会福祉サービス専門家である場合	なし ※被用者に関する犯罪歴等の記録は、雇用者へ不開示のため	あり ※罰金刑 ※ニュージーランドの個人情報保護法に基づくもの	あり ※懲役刑又は罰金刑 ※照会結果は守秘義務がかり、目的外使用禁止	あり 罰金刑又は拘禁刑

出典：令和4年度委託調査事業最終報告書、令和5年度委託調査事業中間報告書、安全対策課担当調べ